

告示事項や規約に変更があった場合に必要となる書類について

1. 告示事項に変更があった場合に必要となる書類について

告示事項（※1）に変更があった場合は、以下の書類の提出が必要になります。

【必要書類】

- 告示事項変更届出書
- 変更があった事項及びその内容を証する書類
 - (1) 総会議案書
 - (2) 総会議事録（署名、もしくは記名押印がされたもの）
 - (3) 承諾書（代表者交替の場合）

①

【対象項目（告示事項一覧）】※1

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による職務代行者の選任の有無等
- (7) 代理人の有無等
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

2. 規約に変更があった場合に必要となる書類について

規約に変更があった場合は、以下の書類の提出が必要になります。

【必要書類】

- 規約変更認可申請書
- 新旧の規約
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
 - (1) 総会の開催案内
 - (2) 総会議案書
- 規約変更を総会で議決したことを証する書類
 - (1) 総会議事録（署名、もしくは記名押印がされたもの）

②

3. 提出例

例	内 容	告示事項変更	規約の変更	提出書類
1	代表者が変更となった場合	あり	なし	①
2	目的や区域を変更した場合	あり	あり	①、② (※総会議案書等、 重複する書類は1 部だけの提出で可)
3	会費を変更した場合	なし	あり	②